

令和3年9月30日



箱根町記者発表資料

新型コロナウイルス感染症における町立施設の運営・利用等について

1 目的

新型コロナウイルス感染症に係る国の緊急事態宣言が9月30日に解除となることに伴い、10月1日からの町立施設の利用制限については一部を緩和しますが、リバウンド防止の観点から当面の間継続します。

2 内容

別紙のとおり

3 実施期間

令和3年10月1日から

4 町長コメント

別紙のとおり

5 周知方法

ホームページ、メールマガジン、箱根町公式LINEなど

照会先

箱根町福祉部保険健康課 担当 田澤

電話0460-85-0800

E-mail sakura@town.hakone.kanagawa.jp